

# 二種学科教本 統合版 改訂表

(令和8・4・1改訂版 対応)

『2 第二種免許の種類と運転できる車種』の表中、『中型第二種免許』の『中型自動車・準中型自動車』

P.13

『普通自動車』の欄に『※1』を追加します。

旅客自動車の種類 第二種免許の種類	大型自動車 	中型自動車・準中型自動車 	普通自動車 	大型特殊自動車 
大型第二種免許	●	●	●	
中型第二種免許		● ※1	● ※1	
普通第二種免許			● ※1	
大型特殊第二種免許				●
けん引第二種免許	大型、中型、準中型、普通、大型特殊自動車のけん引自動車で、旅客を運送する目的で旅客用車両をけん引する場合に必要な免許です。			

※1 AT免許では、AT自動車(オートマチック車)に限ります。

P.15

『2 旅客自動車の事故実態』中、『(1) 事故件数』を変更します。

## 2 旅客自動車の事故実態

### (1) 事故件数

旅客自動車の運転者は、旅客の生命を預かるプロドライバーとして事故を起こしたり、また起こされたりしてはいけません。しかし、実際には残念ながら毎年多くの事故が発生しています。

タクシー、ハイヤーが当事者になった事故は、年間7千件程度発生しており、これは30台中1台という非常に高い割合で発生していることとなります。

バスに関しては、おおよそ100台に1台と、やはり高い割合で発生しています。バスは大量の人を乗せて輸送するため、一つの事故によって多数の負傷者が発生するおそれがあることを考えると、件数の多さもさることながら、被害規模の大きさを認識しなければなりません。